

2027年版 日本アンチ・ドーピング規程

主な変更点及びコンサルテーション対応



注意)

本日時点では、2027年版世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の翻訳作業が進行中となっています。よって、各スライド内で提示している文章は、2027年版の世界アンチ・ドーピング規程、及び国際基準の日本語訳を正確に反映しているものではなく、趣旨を踏まえた解説のための文章として提示するものです。

世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の日本語訳版は、完成次第、JADAのwebサイトで掲示するとともに、冊子を各団体事務局に送付予定です。

世界アンチ・ドーピング規程と日本アンチ・ドーピング規程の構造の比較

世界アンチ・ドーピング規程

序論

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：スポーツにおいて競技する動物に対するドーピング・コントロール**
- 第17条：時効
- 第18条：教育
- 第19条：研究活動
- 第20条：署名当事者及びWADAの追加的な役割及び責務**
- 第21条：競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務**
- 第22条：政府の関与**
- 第23条：受諾及び実施**
- 第24条：本規程及びユネスコ国際規約の遵守状況の監視及び遵守の確保**
- 第25条：修正及び撤回**
- 第26条：本規程の解釈
- 第27条：移行規定**

日本アンチ・ドーピング規程

前文

序論

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：時効
- 第17条：教育
- 第18条：研究活動
- 第19条：公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の役割と責務**
- 第20条：日本パラリンピック委員会（JPC）の役割と責務**
- 第21条：公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務**
- 第22条：国内競技連盟の追加的な役割と責務**
- 第23条：JADAの追加的な役割と責務**
- 第24条：競技者の追加的な役割と責務**
- 第25条：サポートスタッフの追加的な役割と責務**
- 第26条：本規程の対象であるその他の人の追加的な役割と責務**
- 第27条：世界規程の解釈
- 第28条：通知**
- 第29条：最終条項**

世界アンチ・ドーピング規程と日本アンチ・ドーピング規程の構造の比較

世界アンチ・ドーピング規程

序論

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：スポーツにおいて競技する動物に対するドーピング・コントロール
- 第17条：時効
- 第18条：教育
- 第19条：研究活動
- 第20条：署名当事者及びWADAの追加的な役割及び責務
- 第21条：競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務
- 第22条：政府の関与
- 第23条：受諾及び実施
- 第24条：本規程及びユネスコ国際規約の遵守状況の監視及び遵守の確保
- 第25条：修正及び撤回
- 第26条：本規程の解釈
- 第27条：移行規定

前文 序論

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：時効
- 第17条：教育
- 第18条：研究活動
- 第19条：公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の役割と責務
- 第20条：日本パラリンピック委員会（JPC）の役割と責務
- 第21条：公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務
- 第22条：国内競技連盟の追加的な役割と責務
- 第23条：JADAの追加的な役割と責務
- 第24条：競技者の追加的な役割と責務
- 第25条：サポートスタッフの追加的な役割と責務
- 第26条：本規程の対象であるその他の人の追加的な役割と責務
- 第27条：世界規程の解釈
- 第28条：通知
- 第29条：最終条項

日本アンチ・ドーピング規程

この範囲は世界規程の内容が反映される。
世界規程のコンサルテーション過程で見聴取済み。

世界アンチ・ドーピング規程と日本アンチ・ドーピング規程の構造の比較

世界アンチ・ドーピング規程

序論

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：スポーツにおいて競技する動物に対するドーピング・コントロール
- 第17条：時効
- 第18条：教育
- 第19条：研究活動
- 第20条：署名当事者及びWADAの追加的な役割及び責務
- 第21条：競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務
- 第22条：政府の関与
- 第23条：受諾及び実施
- 第24条：本規程及びユネスコ国際規約の遵守状況の監視及び遵守の確保
- 第25条：修正及び撤回
- 第26条：本規程の解釈
- 第27条：移行規定

世界規程の変更箇所の解説が、
そのまま充当される。

日本アンチ・ドーピング規程

前文 序論

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：時効
- 第17条：教育
- 第18条：研究活動
- 第19条：公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の役割と責務
- 第20条：日本パラリンピック委員会（JPC）の役割と責務
- 第21条：公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務
- 第22条：国内競技連盟の追加的な役割と責務
- 第23条：JADAの追加的な役割と責務
- 第24条：競技者の追加的な役割と責務
- 第25条：サポートスタッフの追加的な役割と責務
- 第26条：本規程の対象であるその他の人の追加的な役割と責務
- 第27条：世界規程の解釈
- 第28条：通知
- 第29条：最終条項

世界アンチ・ドーピング規程と日本アンチ・ドーピング規程の構造の比較

世界アンチ・ドーピング規程

序論

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：スポーツにおいて競技する動物に対するドーピング・コントロール
- 第17条：時効
- 第18条：教育
- 第19条：研究活動
- 第20条：署名当事者及びWADAの追加的な役割及び責務
- 第21条：競技者又はその他の人の追加的な役割及び責務
- 第22条：政府の関与
- 第23条：受諾及び実施
- 第24条：本規程及びユネスコ国際規約の遵守状況の監視及び遵守の確保
- 第25条：修正及び撤回
- 第26条：本規程の解釈
- 第27条：移行規定

前文 序論

日本アンチ・ドーピング規程

- 第1条：ドーピングの定義
- 第2条：アンチ・ドーピング規則違反
- 第3条：ドーピングの証明
- 第4条：禁止表
- 第5条：検査及びドーピング調査
- 第6条：検体の分析
- 第7条：結果管理：責任、初期審査、通知及び暫定的資格停止
- 第8条：結果管理：公正な聴聞を受ける権利及び聴聞会における決定の通知
- 第9条：個人の成績の自動的失効
- 第10条：個人に対する制裁措置
- 第11条：チームに対する措置
- 第12条：他のスポーツ関係団体に対する署名当事者の制裁措置
- 第13条：結果管理：不服申立て
- 第14条：守秘義務及び報告
- 第15条：決定の実施
- 第16条：時効
- 第17条：教育
- 第18条：研究活動
- 第19条：公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の役割と責務
- 第20条：日本パラリンピック委員会（JPC）の役割と責務
- 第21条：公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務
- 第22条：国内競技連盟の追加的な役割と責務
- 第23条：JADAの追加的な役割と責務
- 第24条：競技者の追加的な役割と責務
- 第25条：サポートスタッフの追加的な役割と責務
- 第26条：本規程の対象であるその他の人の追加的な役割と責務
- 第27条：世界規程の解釈
- 第28条：通知
- 第29条：最終条項

今回の
対象範囲
コンサルテーション

今回の
対象範囲
コンサルテーション

2027年版日本規程で改定される主な事項

【前文・序論】

- スポーツ基本法、ドーピング防止推進法の改定等、スポーツを取り巻く環境の変化を反映した記述へと変更
- 世界規程の改定を踏まえた記述の調整（スポーツの価値 他）

2027年版日本規程で改定される主な事項

【各団体の役割と責務】

- 世界規程の改定を踏まえた記述の改定
 - 教育の遂行の更なる強化
 - アスリート、サポートスタッフに対する教育機会、情報提供の拡充

2027年版日本規程で改定される主な事項

【アスリートの役割と責務】

■ 世界規程の改定を踏まえた記述の改定

- 競技者自身が教育プログラムに参加する義務（make themselves available for education）が明文化

【サポートスタッフの役割と責務】

■ 世界規程の改定を踏まえた記述の改定

- 競技者が不注意によって違反となることを防ぐための最高レベルの注意義務（highest duty of care）、サポートスタッフ自身が教育プログラムに参加する義務（make themselves available for education）が明文化

2027年版日本アンチ・ドーピング規程に係るコンサルテーション対応

- JADA webサイトにある「日本アンチ・ドーピング規程改定（2027年版）に係る意見収集」ページからご意見の提示をお願いいたします。

- Microsoft Forms 経由で、各条項に対するご意見の提示

- コンサルテーション期間

- 開始日：2026年7月22日（水）
- 終了日：2026年8月9日（日）

- 日本アンチ・ドーピング規程改定（2027年版）に係る意見収集 特設ページ

https://www.playtruejapan.org/athlete/consultation_2027jadc.html

《意見提示対象》

- 前文
- 序論
- 第19 条：公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の役割と責務
- 第20 条：日本パラリンピック委員会（JPC）の役割と責務
- 第21 条：公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務
- 第22 条：国内競技連盟の追加的な役割と責務
- 第23 条：JADA の追加的な役割と責務
- 第24 条：競技者の追加的な役割と責務
- 第25 条：サポートスタッフの追加的な役割と責務
- 第26 条：本規程の対象であるその他の人の追加的な役割と責務

2027年版日本アンチ・ドーピング規程に係るコンサルテーション対応

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



文字サイズ 標準 拡大



 よくあるご質問

アスリート / JADA加盟団体

医療関係の方

教育関係の方

一般の方

企業関係の方

アンチ・ドーピングとは

ルールと規則違反

事業と活動

JADAについて

FAIR PRIDE

アスリート / JADA加盟団体

アスリートに関わる2つの「カテゴリー」 >

RTP / TPに登録されているアスリート >

競技会に参加するすべてのアスリート >

視覚に障がいがあるアスリート >

JADA加盟団体 >

都道府県体育（スポーツ）協会 >

日本アンチ・ドーピング規程改定(2027年版)に係る意見収集

日本アンチ・ドーピング規程（日本規程）は世界アンチ・ドーピング規程（世界規程）を基礎として策定されています。日本規程のうち「前文」および「序論」、ならびに第19条から第26条については、日本に特有の内容として整備される国内向けの文書および条項です。

これら文書および条項に関するご意見の収集を行います。

本内容は、統括団体、国内競技連盟、アスリート、サポートスタッフなど、幅広い関係者に直接影響を及ぼすものであることから、皆様による積極的なご意見の提示をお願いいたします。

つきましては、以下に示す意見収集の手続きに沿って、ご意見の入力をお願いいたします。お寄せいただいたご意見は精査のうえ、「前文」「序論」、第19条から26条の改定に活用してまいります。なお、提示いただきましたご意見については、規則としての構成の観点から、部分的な反映、ないしは反映されない場合もございますので予めご了承ください。

意見提示の締め切り：2026年8月9日（日）24時

ご意見の提出

- 2027年版日本規程 前文・序論（案）、第19条～26条の修正案を下記に添付しておりますのでご確認ください。
- 本意見収集において提示する『前文、序論、第19条～26条の各条文』については、草案段階の文章となります。今後の起草作業において更なる修正が反映される可能性がありますので、予めご了承ください。
- このページの最後にある「意見入力」をクリックして、入力フォームに沿ってご入力ください。
- 入力フォームの注意事項をご確認ください

2027年版 日本規程 前文・序論（修正案）

2021年版 日本規程 第19条～26条（修正案）

意見入力 >



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構